

国民健康保険に加入しているかたへ

～今月から国民健康保険税の納付が始まります～

納期限内納付のお願い

7月中旬に「令和2年度国民健康保険税納税通知書」をお送りします。国民健康保険税(以下「国保税」といいます。)は、皆さんの医療費に充てる国民健康保険(以下「国保」といいます。)のたいせつな財源ですので、納期限内の納付にご協力をお願いします。

なお、令和2年度の国保税(普通徴収)の納期及び納期限は、右表のとおりです。

納期	納期限
1期	7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月 2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	令和3年 2月 1日(月)
8期	令和3年 3月 1日(月)

年金からの天引き(特別徴収)により納付するかたへ

対象となるかた

65歳から74歳まで(今年度中に65歳に到達するかた及び75歳に到達するかたを除きます。)の世帯主のかたで、次の全てに当てはまるかた

- ・世帯主が国保に加入していて、世帯内の国保被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年額18万円以上の年金を受給していること
- ・介護保険料の特別徴収対象者で、国保税と介護保険料の合計額が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超えないこと

年金天引きの対象となるかたは、7月中旬にお送りする「令和2年度国民健康保険税納税通知書」の中の「年金給付月別税額明細書」をご覧ください。

※令和元年10月2日から令和2年4月1日までの間に65歳になった世帯主のかたで、要件を満たすかたは、令和2年10月から年金天引きが開始されます。

※年金天引き対象のかたのうち、口座振替による納付をご希望のかたは、納付方法変更申出書を保険年金課の窓口へ提出することにより、「口座振替」によるお支払いに変更できます。

但し、これまでの納付状況等から口座振替への変更が認められない場合もあります。

なお、今まで納付書で納付していたかたは、口座登録も必要となります。

国保Q&A

Q1 私は、社会保険に加入している世帯主です。私の子どもが国保に加入していますが、私宛てに国保税の納税通知書が届いたのですが。

A1 世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

Q2 今年度中に75歳になりますが、国保税の納税通知書が届きました。

A2 国保税及び後期高齢者医療保険料は重複しないように、あらかじめ月割で計算しています。なお、後期高齢者医療保険料の通知は75歳の誕生日以降に別途送付されます。